

主な内容

2面 税制改正大綱 主な内容
3面 当面の問題シリーズ
5面 税制改正要望フォーラム
6面 早急な単位税政連規約改正を

東京税政連

発行所 東京税理士政治連盟

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1

東京税理士協同組合会館3F

電話 03(3356)4479

[URL] <http://www.t-zeisei.jp/>編集発行人 小林英理子
広報委員長

夜明けの東京スカイツリー

撮影・倉片 隆会員(雪谷支部)



年頭所感

東京税理士政治連盟
会長 渡邊 文雄

正の意見書」を推進しこれを実現する、また「意見書」と異なる税制改正等が議論されている場合は、これに反対する団体であります。これが他の政治団体と異なるところです。もちろん強制加入団体ではありません。

政治連盟の目的は、税理士の社会的・経済的地位の向上を図ることも、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政の確立のために必要な政治運動を行うことであります。

新年明けましておめでとうございます。旧年中は税政連活動にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今年は平成も終わり新元号となります。税政連も新しい時代に向かって飛躍しなければなりません。

そこで、新しい時代に備えるために、もう一度原点に戻って考え、体制を整えるべきと考えております。まず、税政連の成り立ちです。東京税理士会は、税理士法第49条の規定により設立された特別法人であり、税理士業務を行うためには税理士法第18条の規定により、税理士名簿に登録されなければならないとあります。

すなわち、税理士は、主義・主張にかかわらず、税理士会に入会しなければ業務ができないことになつております、「これは強制加入と言われています。では、東京税理士政治連盟はどうでしょうか。本連盟は、(イ)人格のない団体であり、(ロ)政治資金規正法により政治団体として、選挙管理委員会に届け出を提出している団体であります。

政治団体とは、政治資金規正法第3条で「政治上の主義、もしくは施策を推進し、支持し又は反対することを目的とする団体である」と規定されております。本連盟は、政治上の主義は主張せず、税理士会が作成し機関決定した「税制改

原点に立ち返り、体制の整備を

あけましておめでとうございます

会長	高橋省二	副会長	長野間口嘉平	副会長	中川常彦	副会長	鳩岡恒篤	副会長	柴崎一男	副会長	宮本雄司	副会長	吉川裕一	幹事長	坂田吉隆	政策委員長	菅原祥元	財務委員長	鈴木八木澤	推薦審査会長	八木澤秀夫
会員		会員		会員		会員		会員		会員		会員		後援会対策委員長	竹田剛志	組織委員長	竹田剛志	副幹事長	坂田吉隆	副幹事長	坂田吉隆
会員		会員		会員		会員		会員		会員		会員		広報委員長	小林英理子	副幹事長	秋元弘光	副幹事長	遠藤靖彦	副幹事長	遠藤靖彦
会員		会員		会員		会員		会員		会員		会員		副幹事長	一之瀬潔	副幹事長	一之瀬潔	副幹事長	一之瀬潔	副幹事長	一之瀬潔
会員		会員		会員		会員		会員		会員		会員		副幹事長	坂田吉正	副幹事長	坂田吉正	副幹事長	坂田吉正	副幹事長	坂田吉正
会員		会員		会員		会員		会員		会員		会員		副幹事長	秋元弘光	副幹事長	秋元弘光	副幹事長	秋元弘光	副幹事長	秋元弘光
会員		会員		会員		会員		会員		会員		会員		副幹事長	石原明子	副幹事長	石原明子	副幹事長	石原明子	副幹事長	石原明子
会員		会員		会員		会員		会員		会員		会員		副幹事長	菊池純	副幹事長	菊池純	副幹事長	菊池純	副幹事長	菊池純
会員		会員		会員		会員		会員		会員		会員		副幹事長	秋元弘光	副幹事長	秋元弘光	副幹事長	秋元弘光	副幹事長	秋元弘光

景気対策が柱 住宅ローン減税など

税制改正綱

昨年末12月14日、自民党

・公明両党は平成31年度税制改正大綱を決定した。

を行っていく。

平成31年度税制改正大綱の主な内容

の3000万円特別控除の特例
老人ホーム等に入所をして
したことにより被相続人の居
住の用に供されなくなった
人が要介護認定等を受け、相
続開始の直前まで

家屋及び土地等は、被相続
人用に供されていないこと等の要
件を満たす場合に限り、相
続開始の直前ににおいてその
被相続人の居住の用に供さ
れていたものとし、また、その適用期限が4年延長。

▽平成31年4月1日以後
に行う被相続人居住用家屋
又は敷地等の譲渡について
は、専用税率の適用範囲を
400平方メートルまで、建物
面積800平方メートルまで
に供された場合について、適
用年11年目から13年目まで
の各年の住宅借入金等特
別税額控除額を、消費税率
引上げ分の2%の範囲で、
所得税額の特別控除を適
用。

▽「承継計画」とは、認
定相続人・受贈者が、
平成31年1月1日から平成
40年12月31日までの間に、
相続等・贈与により特定事
業用資産を取得し、事業を
継続していく場合には、担
保の提供を条件に、その認
定相続人・受贈者が納付す
べき相続税額・贈与税額の
うち、相続等・贈与により
取得した特定事業用資産の
課税価格に対応する相続税
・贈与税の納税を猶予す
る。

▽「認定相続人」とは、
承継計画に記載された後
者であつて一定の者
▽「特定事業用資産」と
は、被相続人の事業(不動
産)を基盤とする財政健全化
と社会保障制度の質的向
上こそが真に納税者の利
益にかなうものではない
だろうか。であるならば、
税務の専門家であるところ
の我々税理士に求めら
れるのは、一時の政治的
潮流に迎合することでは
なく、毅然として軽減税
率の廃止を求めることが
ある。また、例え軽減
税率の導入を前提とした
ままに消費税増税が行わ
れたとしても、なし崩し
的に現状を追認するので
はなく制度の改善を目的
とした建設的な議論に率
先して参画していくこと
が、我々税理士の使命で
あると考える。

新しい年が始まった。
月1日には、新天皇が即位
され元号が変わる。この祝
賀にもかかわらず、国内外
に難い問題が山積し
ていて、日本はその困難を
乗り越え、将来に向かって
少しだけ前進することが必
要である。▽昨年は自然災
害が多発した。地震、豪雨、
猛暑等自然の恐ろしさを認
識。資材や人手不足で被
災地の復興が進まず、生活
再建ができない現実。ただ、
平常の生活に戻ろうと努力
する被災者に、日本人の忍
耐力、底力を見た。自然災
害は待った無し。どのように
な備えが必要かを改めて考
えた。▽近隣諸国との繁
張関係は地政学上やむをえ
ない。韓国、北朝鮮、中国、
ロシア、といくつかの問題
をかかえている。道理の解
からぬ国であれば、付き合
わねばよい。ただ、地政学的、
経済的に、そもそもいか
ないのだろう。政府のした
たかな交渉と国民の忍耐が
必要である。▽日々の本
いやえゆくしるしそとほがらかに
とほがらかほがらかに
朝日子のぼるゝ歌人で國文
学者の森本治氏が、昭和
49年歌会始の召入として
く晴れ渡った空に朝日が昇
る様子を、國家繁栄のしる
しと重ねた。この歌のよう
に、日本の繁栄と国民の安
全を心より願う。国家の繁
栄は、私達の関与先として
いる。

季節風

上げが予定されている消費
税について、住宅ローン減
税をはじめとする景気対策
が柱であるが、個人事業者
の事業承継税制の創設や相
続法改正に伴う税制上の整
備、仮想通貨取引や経済取
引の多様化・国際化への觀
点や災害対策も盛り込まれ
た内容となっている。軽減
税率制度についてはその実
施に向けて万全を期すこと
が明記されたが、引き続き、
改正法案の審議に向けて軽
減税率及びインボイス制度
の見直しについて改正要望

(1) 個人所得税課税
○住宅借入金等を有する
場合の所得税額の特別控除
の特例の創設
消費税率10%の住宅の取
得等をして平成31年10月1
日から平成32年12月31日ま
での間にその者の居住の用
に供した場合について、適
用年11年目から13年目まで
の各年の住宅借入金等特
別税額控除額を、消費税率
引上げ分の2%の範囲で、
所得税額の特別控除を適
用。

○空き家に係る譲渡所得
で、次のようにまとめら
れていた。
「2014年4月に開
催されたOECDのVAT
(付加価値税)フォー
ラムの共同宣言は、『世
界各国で採用されている
軽減税率は低所得者対策
として極めて非効率的制
度であることが確認され

となり、英国で公表され
た税制改革指針、マーリ
ーズ・レビューにおいて
は、『VATを機能不全
に陥らせた元凶は軽減税
率制度であり、この制度
は政治家が低所得者層に
コミットしていることを
示す政治的パフォーマン
スで、採用すべき合理的

承認相続人・受贈者が納付す
べき相続税額・贈与税額の
うち、相続等・贈与により
取得した特定事業用資産の
課税価格に対応する相続税
・贈与税の納税を猶予す
る。

▽「認定相続人」とは、
承認相続人・受贈者が、
平成31年4月1日から平成
33年3月31日までの間に都
府県に提出されたもの
▽「特定事業用資産」と
は、被相続人の事業(不動
産)を基盤とする財政健全化
と社会保障制度の質的向
上こそが真に納税者の利
益にかなうものではない
だろうか。であるならば、
税務の専門家であるところ
の我々税理士に求めら
れるのは、一時の政治的
潮流に迎合することでは
なく、毅然として軽減税
率の廃止を求めることが
ある。また、例え軽減
税率の導入を前提とした
ままに消費税増税が行わ
れたとしても、なし崩し
的に現状を追認するので
はなく制度の改善を目的
とした建設的な議論に率
先して参画していくこと
が、我々税理士の使命で
あると考える。

▽「認定相続人」とは、
承認相続人・受贈者が、
平成31年4月1日から平成
33年3月31日までの間に都
府県に提出されたもの
▽「特定事業用資産」と
は、被相続人の事業(不動
産)を基盤とする財政健全化
と社会保障制度の質的向
上こそが真に納税者の利
益にかなうものではない
だろうか。であるならば、
税務の専門家であるところ
の我々税理士に求めら
れるのは、一時の政治的
潮流に迎合することでは
なく、毅然として軽減税
率の廃止を求めることが
ある。また、例え軽減
税率の導入を前提とした
ままに消費税増税が行わ
れたとしても、なし崩し
的に現状を追認するので
はなく制度の改善を目的
とした建設的な議論に率
先して参画していくこと
が、我々税理士の使命で
あると考える。

▽「認定相続人」とは、
承認相続人・受贈者が、
平成31年4月1日から平成
33年3月31日までの間に都
府県に提出されたもの
▽「特定事業用資産」と
は、被相続人の事業(不動
産)を基盤とする財政健全化
と社会保障制度の質的向
上こそが真に納税者の利
益にかなうものではない
だろうか。であるならば、
税務の専門家であるところ
の我々税理士に求めら
れるのは、一時の政治的
潮流に迎合することでは
なく、毅然として軽減税
率の廃止を求めることが
ある。また、例え軽減
税率の導入を前提とした
ままに消費税増税が行わ
れたとしても、なし崩し
的に現状を追認するので
はなく制度の改善を目的
とした建設的な議論に率
先して参画していくこと
が、我々税理士の使命で
あると考える。

論説

平成30年10月15日に臨時閣議が開かれ、平成31年10月の消費税増税が改めて以降、各種報道が明記されたが、引き続き、改正法案の審議に向けて軽減税率及びインボイス制度の見直しについて改正要望

で、次のようにまとめられていた。
「2014年4月に開催されたOECDのVAT(付加価値税)フォーラムの共同宣言は、『世界各國で採用されている軽減税率は低所得者対策として極めて非効率的制度であることが確認され

た。』という文言によつて締めくくられている。これは、軽減税率の導入の是非を巡る議論において、これら国際的な先例と、それに対する評価が十分に検討されたか否かという点については、大きな疑問が残る。そもそも、軽減税率の導入の背景に、誤ったあ

るいは偏った事実認識に基づく政治的パフォーマンスや業界団体による口説き活動が存在していたことは否定しがたい事實である。こうしたことによって、未來の税制体系ひいては日本の財政に禍根を残すことはあってはならない。軽減税率の導入事例を紹介したうえ

理由は一切無い」と論じられている。以上のように現在の経済学・財政学は付加価値税における軽減税率制度の選択は失敗であると結論付けています。無論、軽減税率に賛成する立場から、学術的な反論を行う

延長。(4面へ続く)

軽減税率導入の是非

ある。しかし、我が国における軽減税率の導入の是非を巡る議論において、これら国際的な先例と、それに対する評価が十分に検討されたか否かという点については、大きな疑問が残る。そもそも、軽減税率の導入の背景に、誤ったあ

るいは偏った事実認識に基づく政治的パフォーマンスや業界団体による口説き活動が存在していたことは否定しがたい事實である。こうしたことによって、未來の税制体系ひいては日本の財政に禍根を残すことはあってはならない。軽減税率の導入事例を紹介したうえ

理由は一切無い」と論じられている。以上のように現在の経済学・財政学は付加価値税における軽減税率制度の選択は失敗であると結論付けています。無論、軽減税率に賛成する立場から、学術的な反論を行う

延長。(4面へ続く)

保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

税理士職業賠償責任保険

●保険代理店 (株)日税連保険サービス 〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5階

ホームページ ぜいばいほけん

検索



★ホームページでは事故事例をご覧いただけます

年10月1日から2020年
消費税増税後の2019
例の創設

(1) 住宅ローン控除の特
目について記載してみる。
税制調査会会長は12月14日
の会見において、消費税増
税後の単年度ベースで、住
宅と自動車を合わせ167
0億円の減税になると説明
をしている。以下、主な項
目について記載してみる。

公明党は平成31年度の税制
改正大綱を決定した。その
内容を見ると、2019年
10月からの消費税増税によ
る景気の落ち込みを防ぐた
めの対策が最優先となつて
いる。猛スピードで少子高
齢化が進み、「人生100
年時代」に入りつつある現
在の日本において、緊急の
課題である所得再分配機能
の回復などはまたもや先送
りとなり、2020年度以
降に宿題を残す形となつて
しまった。

2. 平成31年度税制改正大
綱の概要

平成31年度の税制改正大
綱は、消費税増税で消費の
落ち込みが懸念される住宅
や自動車といった高額な耐
久消費財の減税を柱とした
ものとなっており、これら
の減税を行うことにより、
消費税増税の際の駆け込み
需要等を抑制し、景気を下
支えすることを狙いとして
いる。宮沢洋一自由民主党
税制調査会会長は12月14日
の会見において、消費税増
税後の単年度ベースで、住
宅と自動車を合わせ167
0億円の減税になると説明
をしている。以下、主な項
目について記載してみる。

(1) 住宅ローン控除の特
例の創設
限り、燃費課税の税率を1
%軽減することにしてお

%を支払うが導入される
ことになっていた。大綱で
は消費税増税後の1年間に
は消費税増税の税率を1
%軽減することにしてお

等(注文住宅については2
019年4月以降の契約
で、10月以降に引渡がある
ものが対象)として居住の用
に供する場合、住宅ローン
控除を受けられる期間を現
行の10年から13年に3年延
長し、1から10年目までと
11年目以降で減税の計算方
法が異なる住宅ローン控除
を新しく設けた。1から10
年目までは現行と同じ仕組
みで控除が行われ、11年目
以降は控除幅を最大で住宅
取得等の対価の2%として
いる(2%を3等分した額
とか低い金額が限度)。特
例の創設により、消費税増
税による負担増を実質的に
抑えることを狙いとしてい
るようだ。

(2) 自動車関連

自動車に関しては、取得
から保有の各段階で様々な
税金が課税されているが、
今回の大綱では自動車関連
の税制の大枠な見直しが盛
り込まれている。

大綱では、婚姻の有無に
よって税制に格差が生じて
いた「未婚のひとり親」に
対して、住民税が非課税に
なる条件を緩和し、低所得
のひとり親に対しては年1
万7500円の手当を給付
するとしている。今回大綱
の公表が遅くなつたのは、
この未婚のひとり親に対する
支援について与党の中です
最後まで調整が難航したた
めと聞いている。大綱では、
未婚のひとり親に対する
支援について与党の中です
としており、今回は中途半
端な改正となつていて。本
来、税制によって格差が生
じてはならない。

消費税率引上げへの対応

《臨時・特別の措置》(国費2兆280億円)

中小小売業等に関する消費者へのポイント還元 (2,798億円)

2019年10月からオリンピック・パラリンピック前の2020年6月までの9か月間に限定し、中小小売業等において消費者がキャッシュレス決済を行う場合、5% (または2%) のポイント還元により支援

低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券 (1,723億円)

低所得者(生活保護受給者除く)及び0~2歳児の子育て世帯に対し、2019年10月から半年間使用できるプレミアム付商品券を発行・販売(1人5千円の財政支援)

住宅の購入者等に対する支援

【すまい給付金】 (785億円)

住宅ローン減税の効果が限定的な所得層を対象とする「すまい給付金」について、2019年10月以後、対象所得層を拡大するとともに、給付額を最大30万円から50万円に引き上げ

【次世代住宅ポイント制度】 (1,300億円)

一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事・介護負担の軽減に資する住宅の新築やり

フォームに対し、一定期間に限ってポイント付与(新築で基本的に30万円分のポイント付与)

防災・減災、国土強靭化 (1兆3,475億円)

重要インフラの緊急点検の結果等を踏まえた「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」について、2018年度からの3年間で集中的に実施

(※1) 2018年度2次補正とあわせて国費2.4兆円

(※2) 2020年度までの3年間の事業規模は概ね7兆円程度

(※) この他、税制上の措置として、①軽減税率制度の実施(減収見込額:▲1.1兆円程度(注:昨年度実施したたばこ税や所得税の見直しなどによる財源確保0.6兆円程度)、②耐久消費財(自動車・住宅)の購入者に対する支援(減収見込額:▲0.3兆円程度)がある。(金額はいずれも国・地方合わせたベース)

出典:財務省HP「平成31年度予算のポイント」

予子) としており、今は中途半
端な改正となつていて。本
來、税制によって格差が生
じてはならない。

安倍首相は10月15日の臨
時閣議において、過去2回
延期している消費税率10%
への引き上げを表明してい
る。リーマンショック級の
経済変動がない限り、今度
は本気で増税を実施するよ
うだ。今回の大綱も消費税
増税に伴う景気対策が柱と
なっており、増税への本気
度が窺える。しかし国民に
対する増税の説明は不足し
ており、ましてや同時に導
入予定の軽減税率に対する國
民の認識は低い。確かに増
税をするタイミングとしては
は、2020年のオリンピ
ックを控え経済が好調なこ
の機会しかないのかもしれ
ない。社会保障費が増大し
たり上げても対応しきれない
現状であり、増税はやむな
いと言えるかもしれない。
しかし、高所得者により多
くの恩恵が及ぶ軽減税率導
入にはどうにも納得しかね
ない。軽減税率導入に伴う經
済やモラルの混乱も懸念さ
れる。

が含まれており、社会保障費も過去最大となつてい
る。国の新たな借金となる
新規国債の発行を1兆32
4億円削減しているとはい
え、財政再建などは夢のま
た夢である。

ずっと安心するためにマイナンバーも電子申告も達人タリーズ!

東京税理士会推薦だからできるこの価格
税務6本セットに電子申告の達人をプラスして

電子申告セット

12,800円(税抜)
月額

(ソフト保守料・電話サポート込み)

*別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。



法人税の達人、減価償却の達人、消費税の達人、内訳概況書の達人、所得税の達人、年調・法定調書の達人、電子申告の達人

東京税理士会データ通信協同組合 Tel: 03-3341-0260 URL: http://tokyo.zenkoku-data.net E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

平成31年度税制改正大綱と消費税

右記の他には、個人事業
主の事業承継税制の創設
(後継者に資産を譲る場合)

3. 今後の課題

が盛り込まれている。

4. おわりに

安倍首相は10月15日の臨
時閣議において、過去2回

延期している消費税率10%

への引き上げを表明してい
る。リーマンショック級の
経済変動がない限り、今度
は本気で増税を実施するよ
うだ。今回の大綱も消費税
増税に伴う景気対策が柱と
なっており、増税への本気
度が窺える。しかし国民に
対する増税の説明は不足し
ており、ましてや同時に導
入予定の軽減税率に対する國
民の認識は低い。確かに増
税をするタイミングとしては
は、2020年のオリンピ
ックを控え経済が好調なこ
の機会しかないのかもしれ
ない。社会保障費が増大し
たり上げても対応しきれない
現状であり、増税はやむな
いと言えるかもしれない。
しかし、高所得者により多
くの恩恵が及ぶ軽減税率導
入にはどうにも納得しかね
ない。軽減税率導入に伴う經
済やモラルの混乱も懸念さ
れる。

が含まれており、社会保障

費も過去最大となつてい
る。国の新たな借金となる
新規国債の発行を1兆32
4億円削減しているとはい
え、財政再建などは夢のま
た夢である。



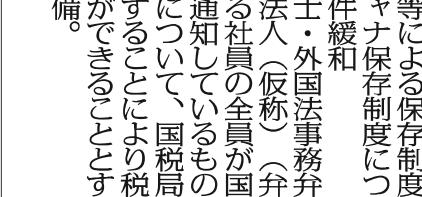
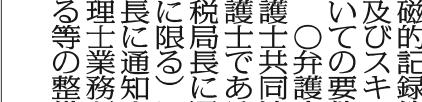
熱心な意見交換が行われた



あいさつする下村博文議員(左)と青木愛議員(右)



会員増強表彰



本連盟は、単位税政連の会長・幹事長並びに支部長と後援会会長参加のもと、「ロック別単位税政連・後援会会議」を開催した。

この会議は、都内の衆議院小選挙区の区割りに準じて48の単位税政連を3つのグループに分け、3回にわたり開催するものである。

本連盟は、単位税政連の会長・幹事長並びに支部長と後援会会長参加のもと、「ロック別単位税政連・後援会会議」を開催した。

この会議は、都内の衆議院小選挙区の区割りに準じて48の単位税政連を3つの

グループに分け、3回にわたり開催するものである。

（2面から続く）

△平成31年4月1日以後に信託受益権等による贈与について適用
②教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金額で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価等一定のものを除外。

△平成31年7月1日以後に支払われる教育資金について適用
③信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において受贈者が23歳未満、学校等に在学している等一定の場合を除く）において、受贈者が贈与者からその死

亡前3年以内に本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における贈与は、その死亡の日における取扱いとみなす。

△平成31年4月1日以後に贈与者が死亡した場合に

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1000万円を超える場合には、適用できな

い。また、適用期限を2年延長

△平成31年4月1日以後に信託受益権等による贈与税について適用

○一一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が

資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合においても、その該当した日か

ら6月以内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないものとする。

○非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の対象となる相続人（未満）の年齢を18歳未満（現行…20歳未

上）
△①、②とも、平成34年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は

贈与税について適用

○民法（相続関係）の改正に伴う措置

①相続税における配偶者居住権等の評価額の評価方法を法定化

②特別寄与料の額が確定した場合には、特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして相続税を課税。

③法人課税

○中小企業者等の法人税の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

ブロック別単位税政連・後援会会議

開催日及び開催場所は次のとおり。

グループ1・12月5日・参議院議員会館

グループ2・11月22日・衆議院議員会館

グループ3・11月12日・参議院議員会館

会議の冒頭、渡邊会長から議事は、一・本連盟から

①現在、与党税調において税制改正大綱の策定に向けて審議中であるが、公表され

次第その内容につい

て検討すると共に、しかるべき対応を行いたい、②中小企業の法人税軽減税率適用期限について延長される予定である、③消費税の軽減税率制度導入に関しては、制度の実施が来年10月に迫っているが、引き続き凍結もしくは廃止を要望すると共に、導入による混乱を最小限にするよう訴えていきたい、④組織率低下は深刻化しているため、各単位税政連においては、規約改正の検討を始めていた

だきたい旨のあいさつがあつた。

①税政連が支部の事業にいかを整理してほしい、②助成金交付規則に関し、増員数に単価を乗じることによって不公平感があるので検討されたい、③会員数が減じた税政連における会費の埋め

の報告、二・単位税政連の現況報告、三・後援会活動報告、四・意見交換・質疑

（2面から続く）

第52回定期大会

全7議案を承認可決

4年ぶりに連盟規約の一部改正

9月21日、本連盟は京王プラザホテルにおいて第52回定期大会を開催した。当団体は、200名を超える代議員及び一般会員が出席し、また、多くの来賓を迎えて、盛大に開催された。

今大会では、例年審議される前年度の運動経過と組織活動報告、さらに本年度の運動方針と組織活動方針並びに收支予算に加え、4

年ぶりに本連盟規約の一部改正を諮り、全7議案が承認可決された(議案の詳細な内容は、第1号～第3号議案は本紙第212号の4面5面、第4号～第6号議案は本紙213号の4面5

画面を参照)。

この中で4年ぶりとなつた本連盟の規約のひな形一部改正(下記記事参考)



大会全景



あいさつする渡邊会長

大会決議2
われわれは、税の専門家として、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映されれた税制改正を実現するため、強力な運動を推進する。

大会決議3
われわれは、納税者の権利利益を擁護するため、税務行政の適正手続の確立を図る国税通則法改正の実現に向けて、強力な運動を推進する。

大会決議4
われわれは、規制・制度改革の動向を注視し、強制入会制及び税理士業務の無償独占の堅持のため、強制的な運動を推進する。

大会決議5
われわれは、本連盟の政策実現を図る真の代表を国会及び地方議会に送るため、強力な運動を推進する。

11月には「規約改正推進特

ち上げ、引き続き平成29年平成28年7月に「連盟規約プロジェクトチーム」を立ち上げ、引き続き平成29年11月には「規約改正推進特



決議文朗読

早急な単位税政連規約の一部改正について

東京税理士政治連盟 副会長 鳩岡 恒篤

近年、若い世代を中心とする政治離れの傾向から、また平成8年に結審した「南九州税理士会政治献金事件」の余波で誤った認識(任意加入の文言)が独り歩きして、東税政の組織率(会費納入率)が下がり続け、歯止めが今もって掛からない。平成20年度の組織率は、51.5%であったものが、10年後の平成30年度は、38.7%になってしまっている。この10年間、組織率の向上を訴え続けていたにもかかわらずこの結果である。毎年東税政は、税理士会の目的達成のための政治活動を担っており、その存在理由は税理士会員のためであると会議等の機会ある在りで主張してきた。

また、機関紙に「この主旨を掲載し、東税政の会員全員(拒否した会員を除く)はもとより東京会の会員全員(拒否した会員を除く)に、その機関紙を発送し、税政連の意義を啓蒙していくところである。税政連が置かれている厳しい状況のなか、組織率の低下と財政難を打破すべく

は、その所属税理士会員については、その意思を尊重し、本連盟の会員となわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会所及び税理士法人に所属する所属税理士、と規定し、第2項で前号の規定にかかる税理士法人に執行する税理士、と規定し、支部会員の皆様には「単位税政連規約ひな形の一部改正」に対する東税政の熱く強い思いを充分に理解していただき、自覚と勇気を持つて是非、今年の各單位税政連の定期大会(総会)において規約改正を実現していただきたいと思う。最後に、もう一度、税政連活動は全ての税理士のものである。

は、その所属税理士会員については、その意思を尊重し、本連盟の会員となわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会所及び税理士法人に所属する所属税理士、と規定し、第2項で前号の規定にかかる税理士法人に執行する税理士、と規定し、支部会員の皆様には「単位税政連規約ひな形の一部改正」に対する東税政の熱く強い思いを充分に理解していただき、自覚と勇気を持つて是非、今年の各單位税政連の定期大会(総会)において規約改正を実現していただきたいと思う。最後に、もう一度、税政連活動は全ての税理士のものである。

は、その所属税理士会員については、その意思を尊重し、本連盟の会員となわらず、本連盟の会員となることを望まない税理士会所及び税理士法人に所属する所属税理士、と規定し、第2項で前号の規定にかかる税理士法人に執行する税理士、と規定し、支部会員の皆様には「単位税政連規約ひな形の一部改正」に対する東税政の熱く強い思いを充分に理解していただき、自覚と勇気を持つて是非、今年の各單位税政連の定期大会(総会)において規約改正を実現していただきたいと思う。最後に、もう一度、税政連活動は全ての税理士のものである。

謹賀新年

2019年も宜しくお願ひいたします。

日税グループは「税理士とその関与先のために」を経営理念に、一意専心取り組みます。

税理士事務所サポート
何でもお気軽にご相談ください。

- * 税理士顧問料の集金代行
- * 税理士・職員向け研修会の企画・運営
- * 関与先の事業に係わる集金代行
- * 関与先の経営課題解決

株式会社 日税ビジネスサービス 0120-155-551

不動産の売買仲介
信頼性の高い資料を提供

- ・相続・収益物件
・財産評価サポート
- ・物件調査
・不動産鑑定評価
- 【売買価格査定書】
- 【不動産鑑定評価書】

株式会社 日税不動産情報センター 03-3346-2220

生命保険
何でもお気軽にご相談ください。

全税共集団料率で保険料が割安

生きてための
がん保険 Days 1 EVER

生きるための
がん保険 Days 1 EVER

引受保険会社 / アフラック

株式会社 共栄会保険代行 0120-922-752

生保・担保
全税共集団料率で保険料が割安

就業不能サポート
(団体所得補償保険)

生涯収入プロテクション
(団体長期障害所得補償保険)

引受保険会社 / 損保ジャパン日本興亜

株式会社 日税サービス 0120-312-112



学名 Bufo japonicas formosus
和名 アズマヒキガエル

玉井 貴雅
(青梅)

私のスナップ

早春の2月中旬頃に毎年必ず蛙たちが自分のテリトリーから池に集まつて来ます。その数20匹前後で毎夜蛙合戦を繰り広げます。メス蛙が現れれば皆で寄って集つて大変な様相を繰り広げます。メスが現れない夜は、「ぐっく」と鳴き、それはそれはとても心地良い鳴き声です。キレイな鳴き声で有名なのは河鹿蛙と言われていますが、アズマヒガエルの恋歌も捨てたものではありません。

10日間位で産卵行動も終了すると、親たちは自分でテリトリーへと帰つて行き、春本番まで再び我が家の中である写真の蛙は既に5年以上生きていると思われます。がんばれ東京のアズマヒキガエルたち!

個体から足が生え、手が生え、尾が吸収され1cm位の小さな蛙となり、池の岸から上陸してそれぞれ旅立って行きます。ただ生き残れるのはそこのうち1匹いれば良い方だと聞いています。外敵に怯えながら何とか成長していくのです。

本年は平成最後の年となりますが、2つの事を楽しみにしています。ひとつは某有名芸能人名を冠したボウリング大会が渋谷ヒカリエに特設会場で実施されることです。これは消費税が8%時の興行なのでなく、増税もまたいつか何処かで実施されると期待しております。もうひとつは12月に封

小田原潔後援会国政報告会(H30.11.12)

山花郁夫後援会定期総会・国政報告会(H30.10.15)

小田原潔後援会JAXA見学会(H30.11.12)

辻清人後援会国政報告会・忘年会(H30.12.11)

◇税理士後援会の活動◇

2019年は亥年です
亥年は猪突猛進でがんばります!
やつぱり挫折

ほのぼの喫茶室【亥年は猪突猛進!】

構成/菅乃廣 画/ながさわとろ



経済界は体力をつけておかなくちゃ

ホームページをリニューアルしました!

本連盟のホームページをリニューアルしました。
明るく親しみやすくなりましたが、是非アクセスして下さい。

東京税政連 検索



新価格 年額 30,000円 初期導入費用・バージョンアップ料不要!

1万件の会計事務所にご利用いただいているプロの実務に応える確かな品質!
顧問先がどんな会計ソフトを使っていてもデータを取り込み・活用!
会計・税務から電子申告まで、データ連動で抜群の作業効率!

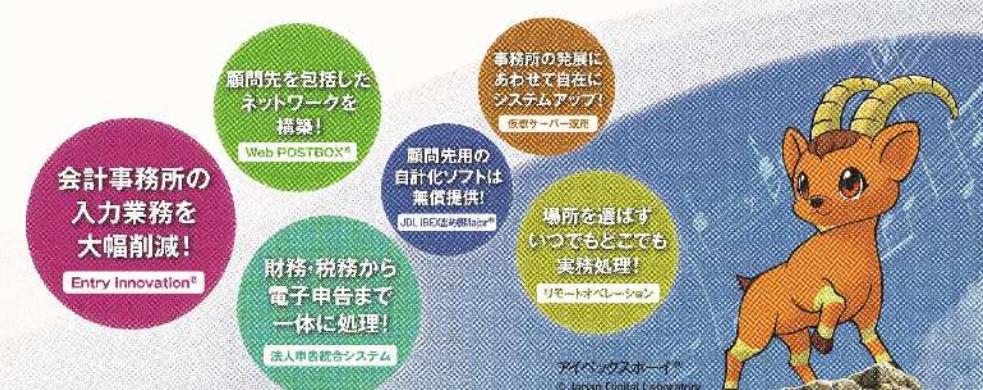
会計事務所
JDL IBEX クラウド組曲 Major 財務

取込み

顧問先
フィンテック、PC会計ソフト

*表示価格には、消費税等は含まれておりません。

JDLのクラウドで始める会計事務所の業務改善。



会計事務所の業務改善は財務から!

JDL IBEX クラウド組曲 Major 財務

お申込みはWebで簡単!
今すぐ使える!

組曲メジャー

検索



株式会社 日本デジタル研究所
本社/〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(代表)
JDLホームページアドレス http://www.jdl.co.jp/

縦賀新年

平成最後となる新年を皆様、お健やかにお迎えのこととお慶び申しあげます。

昨年の本組合は、東税協共栄会「経営者大型保障プラン」が保有契約一兆円を達成する等、主要事業である保険事業を中心に堅調に実績を挙げることができました。これもひとえに組合員及び準会員の方々、並びに支所のご支援、ご協力のおかげと感謝いたします。

本年も組合創立の基本理念である「組合員の相扶助のため」を念頭に、組合員及び準会員の方々の業務支援と福祉の向上を図りながら、本組合の財政基盤を盤石にするべく努力する所存です。皆様方には、引き続きご協力を賜りますようお願い申しあげます。

平成三十一年元旦

東京税理士協同組合 理事長 他役員一同
秋場良司



税理士業務に関する専門書店 「東税協直営売店」

組合員、準会員には3つの特典

- 1.一部の商品を除き定価の10%割引
- 2.1回のお買上げ金額5千円(10%割引後)以上は送料無料
- 3.代金後払いサービス
組合員・準会員特別優待券をご利用いただけます。
HP・FAXにてご注文ください。

売店ご利用の際は組合員証・準会員証をご提示ください
直営売店の利用実績を支所交付金に反映させるために組合員証・準会員証のご提示が必要となりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ先／下記の「直営売店」へ

税理士界一筋36年の実績と信頼 不動産情報サービス

関与先の不動産案件をご紹介ください



有効利用

売却・購入 相続対策 不動産鑑定評価

**お気軽にご連絡
ご相談ください**



財産評価の
資料ご提供

事業用収益物件

資産の組み替え

その他不動産
コンサルティング

お問い合わせ先



株式会社 日税不動産情報センター
〒163-1529 新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階
TEL:03-3346-2220 FAX:03-3346-2221

未収金ゼロでパワーアップ

税理士顧問料の集金は 報酬自動支払制度

ご利用のメリット

- ・請求書、領収書発行等の事務負担が軽減されます。
- ・定期的、確実な入金で資金計画が立てやすくなります。
- ・未収金防止に役立ちます。
- ・源泉税納付時の参照資料が作成されます。

制度の詳細はWebで [報酬自動支払制度](#) 検索
ご紹介キャンペーン実施中!!

関与先
1件から
ご利用可

お問い合わせ・資料請求先／株式会社日税ビジネスサービス TEL 0120-155-551

「郵送型」「ネット型」の二つの方法から選べます

POST(郵送型)

- まずは関与先1件から始めたいという方に手軽に始められるシンプルなシステム。
- パソコン操作が苦手な方、報告帳票等を紙で受け取りたい方におすすめ!
登録・変更データは所定の帳票に。
- e-NETへの移行も可能



e-NET(ネット型)

- ネットバンクと同等の最高レベルのセキュリティ!
- インターネット環境でリアルタイムに効率良く管理したい方におすすめ!

売上 管理型	●「売上計上月」を基準に集計。 ○口座振替を「利用しない」関与先も含めて、全関与先を一元管理。
振替 管理型	●「振替日」を基準に集計。 ○口座振替を「利用する」関与先だけを効率的に管理。

東京税理士協同組合 <http://www.tozeikyo.or.jp>

組合事務局

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1
東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代) FAX 03(5363)2008



直営売店

〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6
東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代) FAX 03(3354)6446

